

身体的拘束最小化のための指針

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を原則禁止としています。職員一人ひとりが拘束による弊害を深く理解し、拘束をしない支援の実施に努めます。

1. 基本的な考え方

身体拘束は患者様の生活の自由を制限し、尊厳を妨げるものです。私たちは、安易に拘束を正当化することなく、多職種が協働して患者様の思いをくみ取った丁寧な対応を心がけます。

2. やむを得ず身体拘束を行う場合

患者様本人、または他の患者様の生命や身体を守るために緊急かつ「やむを得ない」と判断される場合に限り、以下の3つの要件すべてを満たすことを組織的に慎重に確認した上で実施します。

切迫性: 本人や周囲の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

非代替性: 他に身体拘束に代わるケアの方法がない場合。

一時性: 拘束が一時的なものであること。

※ただし、安全管理のための離床センサーや、スタッフの立ち会いのもとで行う検査中(CT・内視鏡等)の一時的な固定などは「身体拘束」に該当しないものとします。

3. 実施にあたっての手順

身体拘束が必要となった場合は、以下の手順で適正に管理します。

説明と同意: 担当医からご家族へ内容や理由を説明し、同意をいただきます。

日常的な評価: 毎日経過を観察し、早期に解除できるようアセスメントを行います。

解除時の報告: 拘束を解除した際は、速やかにご家族へ説明し、委員会へ報告します。

4. 推進体制

拘束廃止・適正化に向けた体制を整えています。

委員会の設置: 多職種で構成される「身体的拘束適正化委員会」を設置し、実施状況の把握や解除に向けた検討を毎月行います。

職員教育: 全ての職員に対し、人権を尊重したケアに関する研修を年2回以上実施し、意識の向上を図ります。

5. 指針の公開

本指針は広く公表し、患者様やご家族からの閲覧の求めには速やかに応じます。